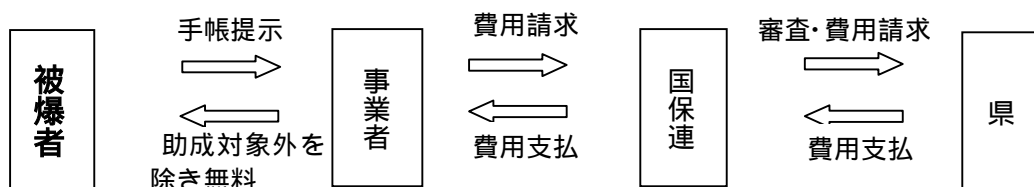


現物給付（通常の助成方法）

被爆者の方は、介護保険を利用する時に被爆者健康手帳と介護保険証を事業者
に提示します。（訪問介護を利用する場合は、訪問介護利用者負担額減額認定
証又は訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証も併せて提示します。）

被爆者の方は、おむつ代などの助成対象外の経費のみを事業者に支払います。
事業者の方は、公費負担分を神奈川県国民健康保険団体連合会に請求します。
国保連は県から委託を受けて内容を審査し、事業者に経費を支払います。



	介護保険法でのサービス区分	利用時1割 または2割 負担	食費・居住費	備考
福祉系 サービス	訪問介護（ホームヘルプ） 旧介護予防訪問介護 第1号訪問事業 （平成27年3月31日老健局発出事務連絡 「介護保険事務処理システム変更に係る参考 資料の送付について（確定版）」サービス処理 コード一覧に規定するサービス種類コード A1 及び A2 に限る）	低所得者の 方のみ負担 なし	-	介護保険等利用被爆者助成 事業（県事業）としての取扱 い < 現物給付 > 公費負担者番号 81146018 （注）被爆者健康手帳に記載 された1914601 8を上記の番号に読み 替え 介護給付費請求先 神奈川県国民健康保険団 体連合会 請求可能事業者 介護保険法の規定に基づき 神奈川県知事が指定する指 定居宅サービス事業者、介 護老人福祉施設及び神奈川 県内の市町村が登録する基 準該当事業者
	通所介護 地域密着型通所介護 旧介護予防通所介護 第1号通所事業 （平成27年3月31日老健局発出事務連絡 「介護保険事務処理システム変更に係る参考 資料の送付について（確定版）」サービス処理 コード一覧に規定するサービス種類コード A5 及び A6 に限る）	負担なし	自己負担	
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 （H25.4～）			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護			
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 （H25.4～）			
	複合型サービス（看護小規模多機能 型居宅介護）			
	地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護			
	介護老人福祉施設 特別養護老人ホームの旧措置入所の経過措 置者含む			

医療系サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	負担なし	-	原爆医療費(一般疾病)としての取扱い <現物給付> 公費負担者番号 19146018 介護給付費請求先 神奈川県国民健康保険団体連合会 請求可能事業者 原爆一般疾病指定医療機関(個別指定事業者)
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導			
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション			
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			
上記以外のサービスは助成対象外です。(被爆者以外の方と同様自己負担になります。)				
・訪問入浴介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護 ・福祉用具貸与・住宅改修・特定福祉用具販売 等				

低所得者とは、原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である方(生活保護受給世帯を含む。)をいい、被爆者健康手帳とは別に、低所得者を示す認定証が必要です。

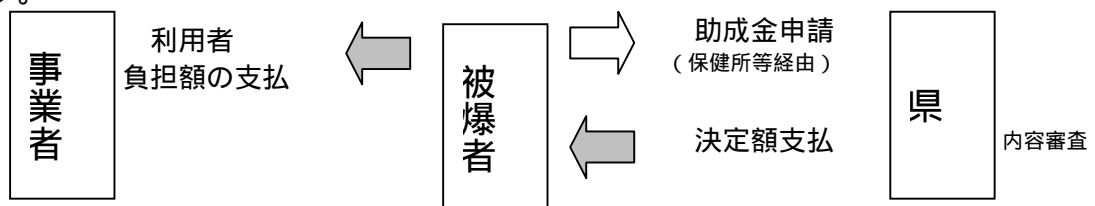
老人福祉法での養護老人ホーム等の費用負担額は、介護保険等利用被爆者助成事業(県事業)として償還払いとなります。

償還払い

現物給付が受けられない場合(県外の事業者を利用した場合など)、被爆者の方は、事業者 서비스에 サービスの利用者負担額を支払います。

被爆者の方は、事業者 に支払った利用者負担額を県に申請します。

県は申請内容を確認し、決定した金額を被爆者の指定された口座に振込みます。



<請求方法>

- ・ 請求は月単位でまとめて行います。(3ヶ月分をまとめて請求することもできます。)
- ・ 申請書には、印鑑の押印と口座番号の記入が必要になります。
- ・ 申請に必要な書類は、次のとおりです。

福祉系サービスの償還払い

訪問介護利用被爆者助成	<u>介護保険利用被爆者助成金支給申請書</u> <u>(様式第5号)(様式連番6-1)</u> 領収書(原本) 介護保険のサービスの内容を記載した書類(介護保険の介護給付費明細書)のコピー ...市町村が交付した「訪問介護利用者負担額減額認定証」等のコピー若しくは県生活援護課で交付した「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証」のコピーも添付が必要
通所介護利用被爆者助成	
短期入所生活介護利用被爆者助成	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用被爆者助成	
小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成	
複合型サービス利用被爆者助成	
介護老人福祉施設利用被爆者助成	
老人ホーム入所被爆者助成	<u>老人ホーム入所被爆者助成金支給申請書</u> <u>(様式第6号)(様式連番6-2)</u> 領収書(原本)

医療系サービスの償還払い(一般疾病の医療給付(第3章)の取扱いとなります。)

訪問看護・介護予防訪問看護	一般疾病支給申請書(様式第8号) 領収書(原本) 介護保険のサービスの内容を記載した書類(介護保険の介護給付費明細書)
訪問リハビリテーション	
介護予防訪問リハビリテーション	
居宅療養管理指導	
介護予防居宅療養管理指導	
通所リハビリテーション	
介護予防通所リハビリテーション	
短期入所療養介護	
介護予防短期入所療養介護	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	

6 低所得者認定制度

低所得者の被爆者の方のみ、訪問介護利用被爆者助成制度が利用できます。その他の被爆者の方は、介護保険で訪問介護(ホームヘルプ)利用をされる場合、従来どおり1割又は2割負担が必要です。

低所得者とは、原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である方(生活保護受給世帯を含む。)となります。

このため、助成を受けるためには、低所得者であることを証明する次の書類が必要となります。

(1) 訪問介護利用者負担額減額認定証

制度	給付対象	法別番号	根 拠	給付対象
特別対策 (低所得者 対策等)	障害者施 策利用者 への支援 措置	5 7	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 生計の中心者が所得税非課税である世帯(生活保護世帯を含む。)に属する者であつて、65歳到達以前の概ね1年間(平成11年度中)に障害者施策による訪問介護(ホームヘルプ)を利用した方で65歳に到達したことで介護保険の対象者となった方、特定の疾病によって要介護又は要支援となった40歳から64歳までの方に市町村が発行している認定証です。	訪問介護

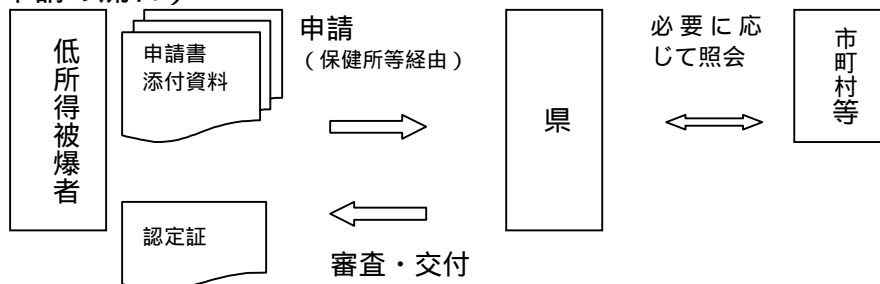
また、市町村で独自に低所得者の訪問介護に関する減額認定証を出している場合もこれに含めます。これらの認定証を持っていない方は次の手続きをして下さい。

(2) 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証

市町村で発行している「訪問介護利用者負担額減額認定証」などをお持ちでない低所得の被爆者について、「訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請」に基づき県が交付します。

この認定証は、所得確認があり、毎年5月に更新手続きが必要です。

(申請の流れ)



申請時に必要な書類、認定の有効期限、申請後の変更手続

申請時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書(様式第1号)(様式連番6-3) 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要介護認定等通知書(コピー) 介護保険被保険者証でも可 住民票(世帯全員)の写し 健康保険証(コピー) 生計中心者の「源泉徴収票」、「所得税確定申告(控)等」、又は「生活保護受給証明書」のいずれか一つ いずれもないときは、住民税(市町村民税)の非課税証明書(控除額の内訳が入っていること)でも可
認定証の交付	申請書内容を審査し、支給対象者の要件に該当すると認めるときは、訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証(様式第2号)を申請者に交付します。

認定証の有効期限	<p>新規の場合、申請を受理した月の初日から直近の5月末日まで有効の認定証が交付されます。</p> <p>引き続き助成を受けるためには毎年5月に更新の手続きが必要となります。(期間6月1日～翌年5月31日まで有効の認定証を交付します。)</p> <p>(所得税額の確認のため毎年更新となっており、有効期限は前年の所得税額が確定する毎年5月末日までとしています。)</p>
認定証の再交付	<p>紛失等により、助成金受給資格を証明することができなくなった場合は、訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証再交付申請書(様式第3号)(様式連番6-4)により県に再交付申請します。</p>
認定証の記載事項の変更	<p>記載事項に変更が生じた場合は、14日以内に訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証記載事項変更届(様式第4号)(様式連番6-5)に変更を確認できる書類(住民票等)を添付して県に届出ます。</p>
認定証の返還	<p>次に該当する場合は、当該認定証を県に返還しなければなりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定要件に該当しなくなったとき ・神奈川県外に転出したとき ・有効期間が満了したとき

記入例・注意事項

(注：介護保険における「訪問介護利用者負担軽減認定証」を所持している人はこの申請は必要ありません。)
(様式第1号)

訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書

平成14年×月×日

神奈川県知事 殿

介護保険制度における居宅介護（支援）サービス又は特別居宅介護（支援）サービスの訪問介護に係る自己負担について、「神奈川県介護保険等利用被爆者助成事業実施要領」に基づく助成金の支給を受けるため認定証交付を申請します。

1 申請者

ふりがな	かながわ はなこ	明治 大正 昭和	×年 ×月 ×日生	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
氏名	神奈川 花子			
住所	〒××××-×××× 市××区×丁目×番地×号 電話(×××)×××-××××			
被爆者健康手帳番号 (受給者番号)	0××××××	介護保険被保険者名称	市・町・村	
介護保険被保険者番号				

被爆者健康手帳の
受給者番号を記入

介護保険証等に記
載されている被保
険者番号を記入

世帯の生計の中心者
が所得税を課税され
ていないことが認定
証の交付条件になり
ます。

2 申請者（被爆者）の世帯の状況

生計 中心者	氏名	申請者 との 続柄	生年月日	前年の 所得 課税 状況	同居 別居	別居の場合の住所電話番号
	神奈川花子	本人		課税 非課税	同居 別居	
	神奈川太郎	夫	S×年 ×月×日	課税 非課税	同居 別居	
				課税 非課税	同居 別居	
				課税 非課税	同居 別居	
				課税 非課税	同居 別居	
				課税 非課税	同居 別居	
				課税 非課税	同居 別居	

注1) 住民票と健康保険証所得の証明書に世帯の記載がある者も含むに記載されている世帯員を全員記載して下さい。

注2) 生計の中心者に を付けて下さい。

注3) 添付書類

介護保険の要介護認定等通知書(写) 住民票(謄本) 健康保険証(写) 生計中心者の「源泉徴収票」、「所得税確定申告(控)等」又は、「生活保護受給証明書」のいずれか一つ

前年分の所得を確認できる資料を忘れずに添付して下さい。

注)

前年分の例

有効期間が H28.6 ~ H29.5 までの申請

H27 年分の所得の書類

新規の申請の場合の認定期間の開始は、行政機関が申請書を受理した月の初日からとなります。

税務関係機関等調査照会承諾欄

平成14年×月×日

神奈川県知事 殿

私、及び私の世帯に関する上記の記載内容、また、この申請に係る添付書類に関して、市町村及び税務関係機関へ調査、照会されることについて同意します。このことは私の世帯員の同意を得ています。

申請者 住所
市××区×丁目×番地×号
氏名 神奈川 花子印

記名、押印をして下さい。

同居していなくとも、遠隔地扶養や扶養控除を受けている場合は、生計を一つにしているとみなされます。

訪問介護利用者負担額減額認定証取扱い Q & A

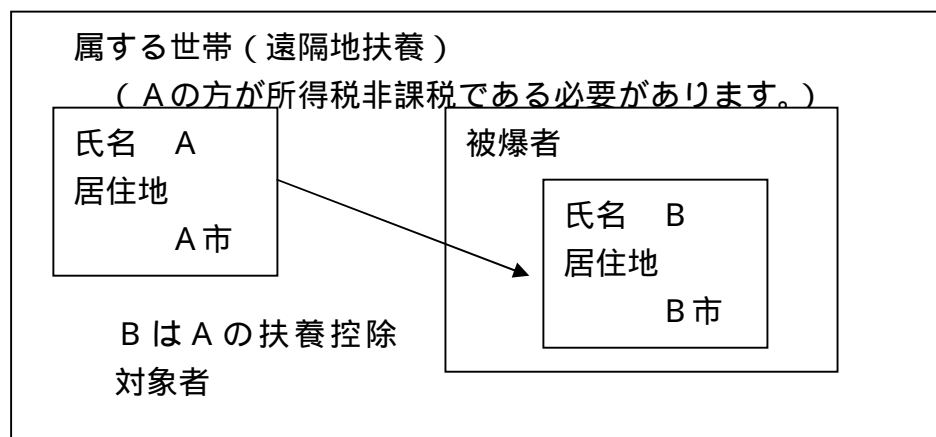
Q 1 介護保険の要介護認定を受けていませんが、認定証の申請はしておいた方がよいでしょうか？

A 1 この制度は、介護保険を利用した場合に利用できるものですので、現在、介護保険を利用されていない場合は、申請の必要はありません。介護保険の利用を開始される時に申請して下さい。

Q 2 被爆者の方は所得税が非課税ですが、子供の遠隔地扶養者になっていますが、この場合どうなりますか？

A 2 低所得者認定時に属する世帯の範囲の考え方については「居住地は別であっても、扶養控除対象者となっている場合、生計を一にしているとして、扶養をしている者の属する世帯も含めて、その生計中心者が所得税非課税であれば低所得者である。」となります。

遠隔地扶養をしている子供さんが所得税を課税されていないことが、認定の要件となります。



Q 3 世帯の生計中心者が年金だけで生活していますが、この場合、所得の証明はどうなりますか？

A 3 年金受給者は、厚生労働省から源泉徴収票が発行されていますので、源泉徴収額が0円であることを確認の上、申請をして下さい。なお、源泉徴収票を紛失時した場合は、日本年金機構（年金事務所）に再交付申請をしてください。

Q 4 源泉徴収票も確定申告の写しもない場合の添付書類は？

A 4 源泉徴収票もなく、確定申告もしていないため、税務署の納税証明もない場合、所得税の課税とは必ずしも一致しませんが、各市町村で発行している住民税（市町村民税）の非課税証明書（控除額の内訳が入っていること）を取り寄せて参考添付して下さい。この場合年度に注意してください。（例：平成27年分所得 平成28年度住民税非課税証明書）証明発行のための手数料については、各市町村の条例で定まっています。

Q 5 申請を平成 28 年 7 月 1 5 日に保健所に提出しましたが、有効期間はどれくらいですか？

A 5 保健所等などで書類を受け付けた日の属する月の初日から有効期間が始まり、翌年 5 月 3 1 日まで有効な受給者証を交付します。上記の場合は、有効期間は「平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 5 月 3 1 日」が有効期間となります。

Q 6 更新の手続きが面倒なので、申請をしなくてもよいでしょうか。

A 6 資格更新の手続きをしないと、有効期間が終了と共に資格を失います。再度申請しても、上記のとおり保健所等などで書類を受け付けた日の属する月の初日から有効な認定証となりますので、この制度を利用することができないため、自己負担が発生する可能性があります。

所得については毎年変化するため、1 年に 1 度、更新の手続きは忘れずに行ってください。毎年 4 月下旬に県生活介護課から更新対象者の方には、更新のご案内をしています。

また、新規の資格申請が 4 月、5 月の場合、更新の手続きを同時に行う必要があります。この場合、申請書を 2 枚用意し、所得の書類は該当する年度のものを必ず添付してください。この場合、被爆者の方の負担軽減のため、新規分と更新分の書類の一部を兼用として取扱います。

平成 2 8 年 4 月～5 月に新規申請の際の書類例

添付書類	新規分 H28.4.1～H28.5.31 分	更新分（同時申請） H28.6.1～H29.5.31 分
訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書（様式第 1 号）		
介護保険の要介護認定等通知書（写）		左の書類を兼用
住民票（世帯全員）		左の書類を兼用
健康保険証（写）		左の書類を兼用
生計中心者の「源泉徴収票」、「所得税確定申告（控）等」	（この場合 平成 2 6 年分所得）	（この場合 平成 2 7 年分所得）

所得の証明は年度区分ではなく、年区分（毎年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日）となっていますので、注意願います。（住民税課税証明書の場合、特に注意）各市町村で発行している住民税（市町村民税）の課税証明書で所得の証明を代用される場合は、前年所得に関する課税証明は通常 6 月になってから発行されます。この場合、更新分については、6 月 3 0 日までに手続きを行えば、6 月 1 日から有効な認定証を交付することができます。